

第2章 景観形成重点地区等の行為の制限

(景観法第8条第2項第2号の規定による「良好な景観形成のための行為の制限」)

宇都宮市景観計画、第4章3「規制・誘導による景観形成」の「景観形成重点地区等の指定方針」に基づき、景観形成重点地区等を以下のとおり位置付けます。

なお、景観形成重点地区等における届出対象行為は、景観法第17条第1項に基づく特定届出対象行為とします。

1 景観形成重点地区

(1) 宇都宮駅東口地区

宇都宮駅東口地区は、県都・宇都宮の玄関口として高次な都市機能の集積を図り、関東北部地域をリードする新たな広域交流拠点づくりを目指し、本市の顔として北関東唯一の50万都市の魅力と風格を備えたまちづくりを推進する地区です。

当地区は、新しい宇都宮を印象付ける重要な地区であり、新たな都市拠点にふさわしい風格ある都市景観を創出するため、「景観形成重点地区」として指定します。

1) 施行日

平成20年10月1日

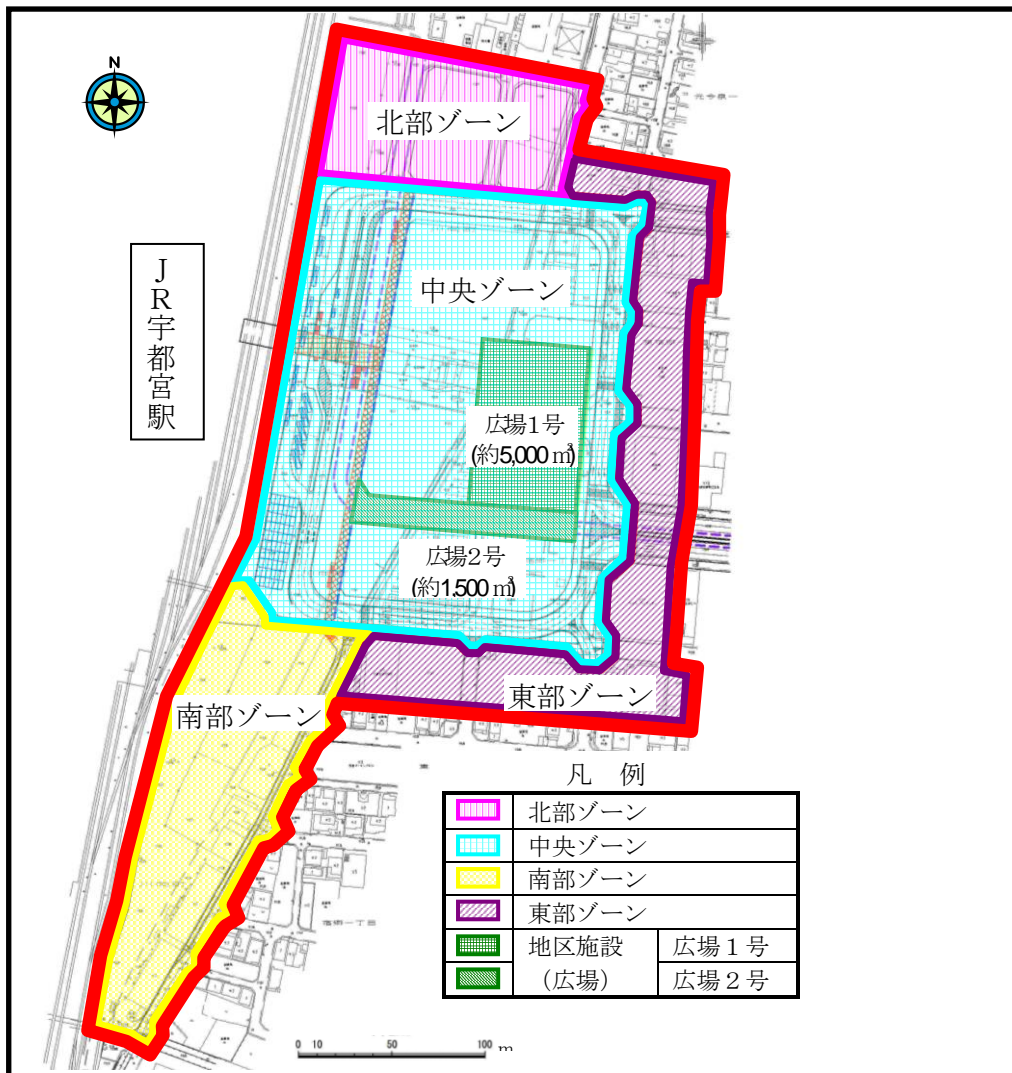


図1 景観形成重点地区（宇都宮駅東口地区）

2) 位置及び区域

宇都宮市宮みらいの全部及び東宿郷1丁目、東宿郷2丁目、宿郷1丁目及び元今泉1丁目の各一部であって、図1に示す地区とします。(面積約9.0ha)

3) 景観形成の方針

【景観形成の目標】

新たな都市拠点にふさわしい美しく魅力的な都市景観の形成を図る。

【景観形成の基本方針】

- 県都・宇都宮の玄関口に相応しい個性的で風格ある街並みを形成する。
- 四季を感じる宇都宮らしい豊かな水と緑を配置する。
- 宇都宮の歴史・文化を感じるとともに、21世紀のまちづくりを予感させる魅力ある街並みを形成する。
- 宇都宮の活力を創造し、体現する街並みを形成する。
- 50万市民が誇りと愛着を持てる街並みを形成する。

【景観形成の基本的な考え方】

- 本市の玄関口として、産業、情報、交流の拠点にふさわしい風格と賑わいのある駅前空間を形成する。
- 土地の高度利用によりオープンスペースを確保し、ゆとりが感じられる景観を形成する。
- 樹木の保全や敷地内の緑化を進め、環境と共生したうまいのある景観を形成する。
- 歩道幅員の確保や街路樹整備などにより、快適な歩行者空間を創出する。
- 本市の地域資源や地場産材を活用し、宇都宮らしい景観を形成する。

4) 建築物等に関する行為の制限

ア 届出の対象となる行為

宇都宮駅東口地区内においては、以下の規模に該当する行為について、届出を行うものとします。

表4 届出対象行為（宇都宮駅東口地区）

対象行為	届出対象規模
① 建築物の新築，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
② 工作物の新設，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
③ 建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	変更の範囲が，建築物及び工作物の全体の1/2（50%）を超えるもの
④ 都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が10,000㎡（1ha）を超えるもの

イ 行為の制限

届出対象行為に対する行為の制限は、次のとおりとします。

表5 建築物等の行為の制限（宇都宮駅東口地区）

項 目		景 観 形 成 基 準				
		北部ゾーン	中央ゾーン	南部ゾーン	東部ゾーン	
建築物・工作物	建築物の高さの最低限度	○ 駅東口駅前広場に面する敷地のみ12m	—	—	—	
	形態意匠	色 彩	○ 建築物の屋根・外壁の基調色は、日本産業規格のZ8721に定める三属性（以下「マンセル値」という。）により、別表1のとおりとする。ただし、自然素材や表面に着色を施していない素材を使用する場合やアクセントカラーとして、屋根・外壁の1/4（25%）の範囲において慎重に用いる場合は、この限りではない。			○ 建築物の屋根・外壁の色彩は、YR（黄赤）やY（黄）系、N（グレー）系の低彩度・高明度色を基本とする。 ○ 2階以下の部分は、3階以上と同系の色相を基本とし、やや色味を持たせ、歩行者空間の賑わいを演出する。
		その他	○ 周囲の景観と調和のとれた質の高いものとする。 ○ 自然素材を効果的に使用し、柔らかな表情をつくるよう努める。 ○ できる限り、大谷石等の地場産材を使用する。			
	建築物等の1階部分の配置・形態	○ 壁面等は、できる範囲で前面道路から後退し、通りと一体となって潤いと賑わいのある空間づくりに努める ○ 閉鎖的なシャッターを避け、ショーウィンドー等を設置し、まちの活気と連続感のある街並みに配慮する。				
	駐車場	出入り口の位置	○ 駅東口広場通りに面して設置しないこと。ただし、敷地が駅東口広場通り以外の道路に接しない場合、又は交通安全上若しくは建築物の用途上これにより難しい場合は除く。			—
		形態・意匠・色彩	○ 通りから直接見えないよう、植栽帯などによる修景を行う。 ○ 屋根・外壁の基調色は、別表1を基本とする。			—

項 目		景 観 形 成 基 準			
		北部ゾーン	中央ゾーン	南部ゾーン	東部ゾーン
建築物・工作物	日よけテント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日よけテントを設置する場合は、次の基準の範囲内で必要最小限のものとする。 ・ 道路上に張り出す場合は、路面からの高さ2.5 m以上、張り出しは敷地境界から道路側に1.5 m以内とする。 ・ 道路上に支柱を設けない。 ・ 景観上調和のとれた意匠とし、色彩は別表2による。 			
	照 明	○ ショーウィンドー・公開空地などの照明については、にぎわいと風格のある良好な夜間景観の形成に努める。			
	自動販売機等の位置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 直接、駅東口広場通りに面した設置は極力避ける。 ○ 設置する場合は、周辺の景観に調和するよう位置、色彩等に配慮する 			—
緑の保全・緑化		<ul style="list-style-type: none"> ○ 有効空地、敷地の空地部分、敷地の周囲などには良好な景観を形成するための植栽等を積極的に行うこと。 ○ 季節感のある花や緑を用い、まちなみを彩る修景植栽とし、潤いを与える演出に努める。 ○ 建築物等への壁面緑化や屋上緑化など、緑の創出に努める。 ○ 既存樹木の伐採は避ける。 			
そ の 他		○ 市全域の景観計画の届出対象行為（以下「大規模行為」という。）に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容（上記制限内容を除く。）についても遵守する。			

別表1 建築物の色彩制限

	色 相	明 度	彩 度
建築物等の色彩	Y R (黄赤), Y (黄)	6 以上	3 以下
	R (赤)	6 以上	2 以下
	G (緑), G Y (緑黄)	7 以上	2 以下
	B (青), B G (青緑), P (紫) P B (紫青), R P (赤紫)	7 以上	1 以下

※ アクセントカラーとして、屋根・外壁の1/4（25%）の範囲において慎重に用いる場合は、この限りではありません。

※ 無彩色については、明度6以上とします。

別表2 日よけテントの色彩制限

	色 相	明 度	彩 度
日よけテント	R (赤), Y R (黄赤), Y (黄)	—	8 以下
	G (緑), G Y (緑黄), P (紫) P B (紫青), R P (赤紫)	—	6 以下
	B (青), B G (青緑)	—	4 以下

※ 無彩色については、制限を設けません。

5) 屋外広告物に関する行為の制限

宇都宮駅東口地区内における屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を以下のとおり定めます。

表6 屋外広告物の行為の制限（宇都宮駅東口地区）

項 目		基 準			
		北部ゾーン	中央ゾーン	南部ゾーン	東部ゾーン
共通基準	意 匠 (形態, 色彩等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物や周辺環境との調和がとれた意匠とする。 ○ 色彩は, 地色に高彩度色の使用を避け, 周囲の景観に調和したものとする。(別表3) ただし, 広告物の地色の1/3以内で使用する場合は, この限りではない。 			
	配置・位置	○ 歩行者の視点からの眺望・見通しに配慮した表示位置とする。			
	種 別	○ 自家用広告物のみとする。ただし, 東部ゾーンについては, 建物や周辺環境との調和がとれた意匠であり, 良好な景観形成を図る上で支障のないものと特に認める場合はこの限りではない。			
	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 窓面に屋外広告物を表示しない。(ただし, 1, 2階部分を除く。) ○ 広告物の照明は, 必要最小限の光量とし, 点滅等しないものとする。 			
種別別基準	屋上広告物	○ 表示しない。		○ 単色の箱文字(切文字)に限る。ただし, 良好な景観形成を図る上で支障のないものと特に認める場合はこの限りではない。	
	突出広告物 (袖看板)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 突出し幅は, 建築壁面より1.5 m以下とする。 ○ 建物の軒高さ以下とする。 ○ 道路面への突き出し不可とする。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 突出し幅は, 建築壁面より1.5 m以下とする。 ○ 建物の軒高さ以下とする。 ○ 道路面への突き出し幅1.0 m以下とする。 	
	独立広告物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1敷地内の表示面積の合計は, 20 m²以内とする。 ○ 1広告物の高さは, 6 m以下とする。(ただし, 複数の営業所等を集約し, 共同で設置する広告物については, 高さ10 mまで可能とする。) 			
	壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物3階床高さ以上の部分には表示しない。ただし, 次に該当するものはこの限りではない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 表示面積の合計は, 表示する3階床高さ以上の壁面積の1/10(10%)以内とする。 ・ 建物名, 事業所名, 社章のみの表示とする。 ・ 箱文字等で壁面との調和に配慮された意匠とする。 ○ 建物3階床高さ未満の部分の表示面積の合計は, 表示する壁面積の1/3以内とする。 ○ 箱文字等で壁面との調和に配慮された意匠とする。(ただし, 窓面は除く。) 			

項 目		基 準			
		北部ゾーン	中央ゾーン	南部ゾーン	東部ゾーン
種 類 別 基 準	その他の広告物	○ 上記に記載のない広告物については、宇都宮市屋外広告物条例に基づく基準を準用する。			

備考： 表示する広告物が自家用広告物であって、敷地内の表示面積の合計が5㎡以内である場合には、この表の基準は適用しません。

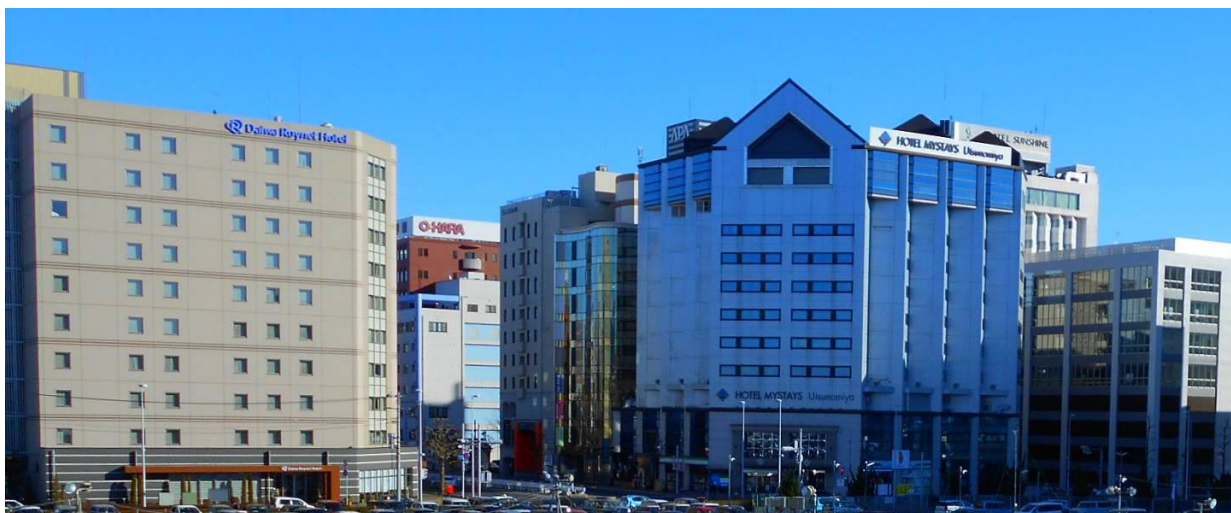
別表3 屋外広告物の色彩制限

	色 相	明 度	彩 度
屋外広告物	R (赤), YR (黄赤), Y (黄)	—	8 以下
	G (緑), GY (緑黄), P (紫) PB (紫青), RP (赤紫)	—	6 以下
	B (青), BG (青緑)	—	4 以下

※ ただし、地色の1/3以内で使用する場合は、この限りではありません。

※ 文字、社章等については、この限りではありません。

※ 無彩色については、制限を設けません。



(2) 大通り地区

大通り地区は、北関東最大の50万都市を誇る宇都宮市の中心であり、日光連山から連なる八幡山丘陵の先端に位置し、宇都宮発祥の地である二荒の杜とともに深い歴史を紡ぎながら栄えてきた本市を代表する重要な地区です。

大通りは、江戸時代の町割りにより奥州街道として形成され、明治以降の直線化や拡幅、日本鉄道（現JR）と東武鉄道の両駅の配置等により交通の要衝として発展し、現在は、都心部の二核二軸構造の東西都心軸を担い、商業施設や業務施設等が集積するとともに、様々なイベントや祭りの舞台として、多くの市民や来訪者が訪れる本市の顔となっています。

今後、ネットワーク型コンパクトシティへの都市構造の転換を進める中で、大通り地区は都心拠点の中心として多様な都市機能の集積と高度な土地利用を図りながら、本市のメインストリートにふさわしい風格と魅力ある景観の創出を図り、次世代に継承する快適で質の高い高次な都市空間を形成するため、「景観形成重点地区」として指定するものです。

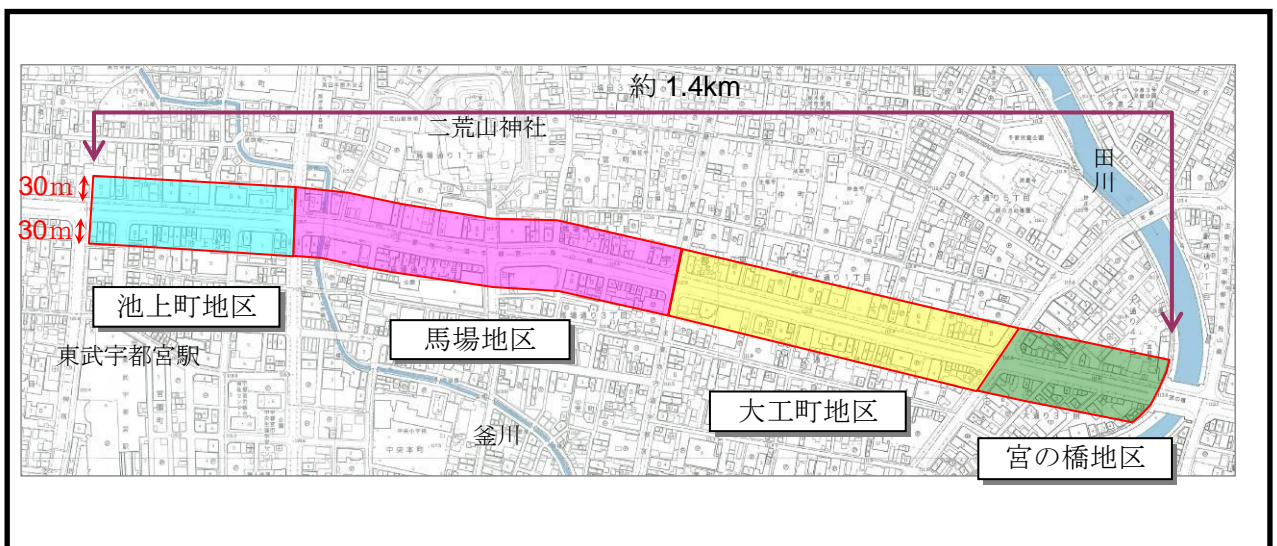
1) 施行日

平成25年1月1日（一部は平成23年7月1日）

2) 位置及び区域

宇都宮市池上町、泉町、本町、馬場通り1～4丁目、大通り1～4丁目の各一部であって、図2に示す地区とします。（面積約13ha）

（国道119号から宮の橋までの大通り沿道で、道路境界から両側30mの範囲。ただし、建築物が30mの境界線上にある場合は、建築面積の1/2（50%）以上が含まれる建築物を対象とします。）



池上町地区・・・国道119号（池上町交差点）から中央通り（本町交差点）までの区間

馬場地区・・・中央通り（本町交差点）から宇商通り（大通り一丁目交差点）までの区間

大工町地区・・・宇商通り（大通り一丁目交差点）から上河原通り（上河原交差点）までの区間

宮の橋地区・・・上河原通り（上河原交差点）から宮の橋までの区間

図2 景観形成重点地区（大通り地区）

3) 景観形成の方針

【景観形成の目標】

宇都宮のメインストリートにふさわしい風格と魅力ある景観の形成

【景観形成の基本方針】

■大通り共通の方針

- ・ 宇都宮の顔にふさわしい、まとまり(絆)を持ち、宇都宮としての個性と魅力を備える「軸」を形成する。
- ・ 県都・宇都宮のメインストリートとして、みどり豊かな、歩いて楽しい、賑わいのある街並みを形成する。
- ・ 大通りの歴史や文化を活かし、落ち着きと風格のある街並みを形成する。

■池上町地区の方針

- ・ 懐かしさと温もりを感じる街・池上町地区

■馬場地区の方針

- ・ 二荒山神社の門前にふさわしい、秩序ある賑わいが連続し、歩きたくなる街・馬場地区

■大工町地区の方針

- ・ 見通し景観に風格、歩行者に近い低層階に賑わい、親しみを感じる街・大工町地区

■宮の橋地区

- ・ 大通りの歴史、市民の生活を感じる身近な街・宮の橋地区

4) 建築物等に関する行為の制限

ア 届出の対象となる行為

大通り地区内においては、以下の規模に該当する行為について、届出を行うものとします。

表7 届出対象行為（大通り地区）

対象行為	届出対象規模
① 建築物の新築，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
② 工作物の新設，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
③ 建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	変更の範囲が，建築物及び工作物の全体の1/2（50%）を超えるもの
④ 都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が10,000㎡（1ha）を超えるもの
⑤ 平面駐車場の新設	すべて

イ 行為の制限

届出対象行為に対する行為の制限は、次のとおりとします。

表 8 建築物等の行為の制限（大通り地区）

項目		地区	景観形成基準			
		池上町	馬場	大工町	宮の橋	
建築物・工作物	建築物の形態意匠	形態	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大通りに面する1階部分には、商業店舗やサービス施設、ショールーム等を配置し、ガラス張りなど開放的な造りとするよう努める。 ○ シャッターを設置する場合は、シースルーシャッターとするよう努める。 			
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物の屋根・外壁の色彩は温もりのある暖色系とし、日本産業規格のZ8721に定める三属性（以下「マンセル値」という。）により、別表4のとおりとする。 <p>ただし、自然素材を使用する場合や、アクセントカラーとして外壁の1/20（5%）の範囲において景観に配慮し用いる場合は、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物の屋根・外壁の色彩は風格のある低彩度・高明度色とし、日本産業規格のZ8721に定める三属性（以下「マンセル値」という。）により、別表5のとおりとする。 <p>ただし、自然素材を使用する場合や、アクセントカラーとして外壁の1/20（5%）の範囲において景観に配慮し用いる場合は、この限りでない。</p>		
	その他の意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大通りに面する低層階（1～2階）の歩道から見える外壁等の一部に、大谷石を使用する。 ○ 大通りに面する建築物のファサードの一部に、懐かしさを感じるレトロ調のデザインを取り入れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 馬場通り交差点部の角地においては、賑わい空間の創出に努める。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ 田川に面した建築物は、田川側の壁面のデザインを建築物の背面的なデザインとしないよう努め、田川沿いの魅力ある景観の形成に努める。 	

項目	地区	景観形成基準			
		池上町	馬場	大工町	宮の橋
建築物・工作物	建築物の壁面の位置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大通りに面する1階部分の壁面は、大通りの道路境界から後退するよう努め、緑による潤いづくりなど、快適な空間の創出に努める。 ○ 大通りに面する中高層階（3階以上）の壁面位置は、周辺の壁面位置と調和するよう努める。 			
	日よけテント	○ 大通りに面する建築物で日よけテントを設置する場合は、地区ごとに定めた意匠とするよう努める。			
	照 明	○ 大通りに面する低層階（1～2階）や広場（オープンスペース）は、ライトアップ等の夜間景観に配慮した照明の設置に努める。			
		—	○ バンバ広場及びその周辺では、シンボリックなライトアップやイルミネーションを行うよう努め、賑わいと魅力ある夜間景観の創出に努める。	—	—
設備機器	○ 室外機等の設備機器は、大通りから直接見えないよう目隠し板等により遮蔽する。		○ 室外機等の設備機器は、大通り及び田川から直接見えないよう目隠し板等により遮蔽する。		
平面駐車場	○ 大通りに面して駐車場を設置する場合は、大通りに面する部分の緑化を行い、工作物等は周辺と調和した色彩とする。				
緑 化	○ 大通りに面する1階部分や広場（オープンスペース）は、花や低木等にて緑化を行い潤いある景観を形成する。				
その他	○ 市全域の景観計画の届出対象行為（以下「大規模行為」という。）に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容（上記制限内容を除く。）についても遵守する。				

別表4 建築物の色彩制限について（池上町地区）

区 分	色 相	明 度	彩 度
基調色（屋根）	Y R（黄赤）、Y（黄）	—	3以下
	R（赤）	—	2以下
基調色（外壁）	Y R（黄赤）、Y（黄）	6以上	3以下
	R（赤）	6以上	2以下
準基調色（外壁）	Y R（黄赤）、Y（黄）、R（赤）	—	8以下

別表5 建築物の色彩制限について（宮の橋地区，大工町地区，馬場地区）

区 分	色 相	明 度	彩 度
基調色（屋根）	Y R（黄赤），Y（黄）	—	3以下
	R（赤），GY（緑黄），G（緑）	—	2以下
	B G（青緑），B（青），P（紫），P B（紫青），R P（赤紫）	—	1以下
基調色（外壁）	Y R（黄赤），Y（黄）	6以上	3以下
	R（赤）	6以上	2以下
	GY（緑黄），G（緑）	7以上	2以下
	B G（青緑），B（青），P（紫），P B（紫青），R P（赤紫）	7以上	1以下
準基調色（外壁）	R（赤），Y R（黄赤），Y（黄）	—	8以下
	GY（緑黄），G（緑）	—	6以下
	B G（青緑），B（青），P（紫），P B（紫青），R P（赤紫）		

※ 無彩色については，明度6以上とします。

※ 基調色とは，屋根の概ね全体，外壁の概ね3/4（75%）を超える割合で使用する色彩とします。なお，外壁に自然素材を使用する場合は，基調色の割合に含みます。

※ 準基調色とは，外壁の1/4（25%）以下の範囲で使用する色彩とします。なお，準基調色の割合のうち，アクセントカラー（準基調色の適用範囲を超える色彩）として，外壁の1/20（5%）以下の範囲において用いる場合は，この限りではありません。



5) 屋外広告物に関する行為の制限

大通り地区内における屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を以下のとおり定めます。

表9 屋外広告物の行為の制限（大通り地区）

項 目		基 準	
共通基準	意匠 (形態, 色彩等)	低層階 (1～2階)	○ 各店舗や各地区の個性を活かしたデザインとし、賑わいや活気を演出する。
		中高層階 (3階以上)	○ 「地」の色は、高彩度色を使用しない。(別表6) ○ 「図」の色は、過度な多色使いをしない。 ○ 過度な点滅は使用しない。
種類別基準	屋上広告物		○ 屋上広告は掲出ししない。ただし、次に該当するものはこの限りではない。 ・ 表示内容が文字・記号のもので、地色が白もしくは建築物と調和する色彩で単色のもの
	突出広告物 (袖看板)		○ 3階以上に、突出広告は掲出ししない。ただし、次に該当するものはこの限りではない。 ・ 表示内容が文字・記号のもので、地色が白もしくは建築物と調和する色彩で単色のもの
	3階以上に掲出する 壁面広告物		○ 表示内容は文字・記号とする。 ○ 意匠は箱文字(切文字)とする。ただし、次に該当するものはこの限りではない。 ・ 地色が白もしくは建築物と調和する色彩で単色のもの
そ の 他		○ 上記に記載のない広告物については、宇都宮市屋外広告物条例に基づく基準を準用する。	

備考： 表示する広告物が自家用広告物であって、敷地内の表示面積の合計が5㎡以内である場合には、この表の基準は適用しません。

別表6 屋外広告物の色彩制限

	色 相	明 度	彩 度
屋外広告物	R (赤), Y R (黄赤), Y (黄)	—	8 以下
	G (緑), G Y (緑黄), P (紫) P B (紫青), R P (赤紫)	—	6 以下
	B (青), B G (青緑)	—	4 以下

※ 文字、社章等については、この限りではありません。

※ 無彩色については、制限を設けません。

(3) 白沢地区

白沢地区は、宇都宮市の北東に位置し、旧奥州街道の第1の宿であった白沢宿の面影を残す集落が現在も残され、地区住民が歴史や自然を活かしたまちづくりに積極的に取り組んでいます。

この宿場町の歴史を活かした景観の創出を図り、「歴史・自然・文化」が一体となった景観を「ふるさとの記憶」として伝承していくため、「景観形成重点地区」に指定するものです。

1) 施行日

平成24年7月1日

2) 位置及び区域

白沢町の一部であって、図3に示す地区とします。(面積約11ha)

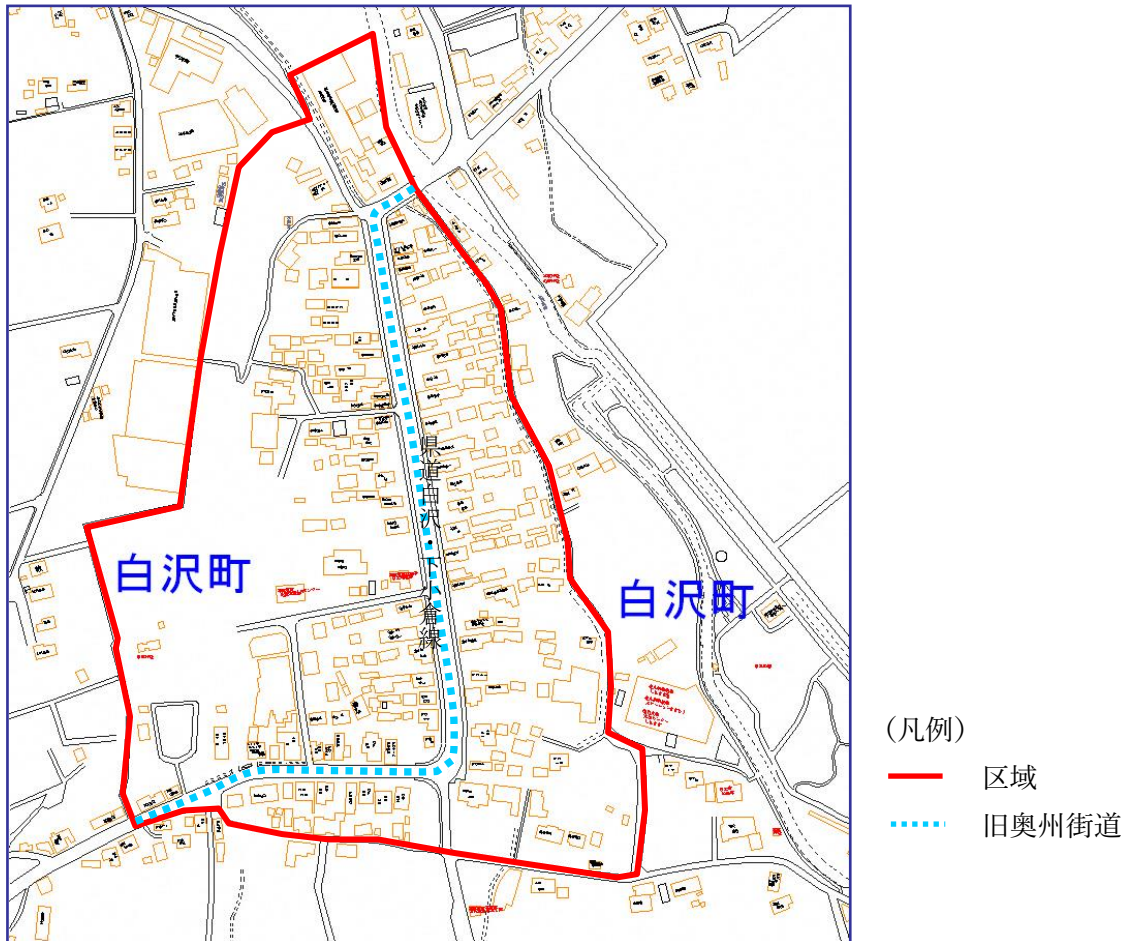


図3 景観形成重点地区(白沢地区)

3) 景観形成の方針

【景観形成の目標】

歴史的な趣きと緑豊かな、伝統の感じられる宿場町の風景の創出

【景観形成の基本方針】

- ① 歴史的な記憶をとどめる建物等を保全・活用する。
- ② 継承されてきた特徴ある敷地形状を守り，活かす。
- ③ 宿場町の風情のあるまち並み景観を創出する。
- ④ 水と緑により，楽しく歩ける歩行空間を演出する。
- ⑤ 伝統ある文化の継承と，地域力を活用した賑わい景観を創出する。

4) 建築物等に関する行為の制限

ア 届出の対象となる行為

白沢地区内においては，以下の規模に該当する行為について，届出を行うものとします。

表 1 0 届出対象行為（白沢地区）

対 象 行 為	届 出 対 象 規 模
① 建築物の新築，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
② 工作物の新設，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
③ 建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	変更の範囲が，建築物及び工作物の全体の1/2（50%）を超えるもの
④ 都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が10,000㎡（1ha）を超えるもの

イ 行為の制限

届出対象行為に対する行為の制限は，次のとおりとします。

表 1 1 建築物等の行為の制限（白沢地区）

項 目	景 観 形 成 基 準	
外部空間	規模・形状	○ 継承されてきた宿場町の特徴ある敷地形状が作りだすまちなみを維持するため，敷地形状の変更は行わないように努める。
	敷地の境界部	○ 塀や柵は，生垣又は木材を使用したものとし，高さは視線の通る1.5m以下とする。 ○ 旧奥州街道（※1）に面する境界部において，建築物が後退している場合や空地，駐車場とする場合は，まちなみの連続性に配慮し，塀や生垣等の設置に努める。

項 目		景 観 形 成 基 準	
建築物・工作物等	建築物の高さ制限	○ 原則、周辺のまちなみや自然景観との調和に配慮し、違和感が生じないような高さとする。	
	形態意匠	形 態	○ 歴史的な風情を残す建築物の外観や、大谷石を活用した石蔵などの保全・活用に努める。 ○ 宿場町の歴史的な趣きに配慮し、和風デザインを採用するなど、周囲の景観と調和のとれた意匠とする。 ○ 木材や石材などの自然素材を効果的に使用し、宿場町の風情の演出に努める。 ○ 屋根は2方向以上に勾配を有する形態に努め、素材については和風感のある瓦又はそれに準ずるものとする。
		色 彩	○ 外壁・屋根の色彩は歴史的な風情に調和するものとし、基調色(※2)は別表7のとおりとする。ただし、自然素材を着色せずに使用する場合、又はアクセントカラーとして外壁の1/20(5%)以内の範囲において景観に配慮し用いる場合は、この限りではない。
	設 備 機 器	○ 室外機等の設備機器は道路からの見え方に配慮し、直接見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、植栽や格子などで目隠し修景を施すように努める。	
	照 明	○ 柔らかな光源色の落ち着いた照明を採用し、情緒ある夜間景観の演出に努める。	
	自動販売機	○ 旧奥州街道に面した設置は極力避ける。設置する場合は、周囲の景観と調和した色彩やデザインとする。	
緑の保全・緑化等		○ 崖線の斜面緑地や寺社などにある貴重な樹木、地区のシンボルとなる樹木を保全・活用する。 ○ 通りを流れる掘割の適正な維持、管理をし、水と緑が調和した潤い景観形成に努める。 ○ 有効空地、敷地の空地部分、敷地内の道路に面する部分などには、良好な景観を形成するための植栽等を積極的に行う。 ○ 季節感のある花や緑を用い、まちなみを彩る修景植栽とし、潤いを与える演出に努める。	
そ の 他		○ 市全域の景観計画の届出対象行為(以下「大規模行為」という。)に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容(上記制限内容を除く。)についても遵守する。	

※1 旧奥州街道・・・図3「景観形成重点地区(白沢地区)」の区域図において凡例で示した道路を指します。

※2 基調色・・・建築物等の基本となる色彩であり、建築物等全体の大半を占める色彩。

別表7 建築物等の色彩制限 (マンセル値による)

区 分	色 相		明 度	彩 度
外 壁	有彩色	Y R (黄赤), Y (黄)	6 以上	3 以下
		R (赤)	6 以上	2 以下
	上記以外の色相は使用しない			
	無彩色	N (白～黒)	—	—
屋 根	有彩色	Y R (黄赤), Y (黄)	5 以下	3 以下
		R (赤), G Y (黄緑), G (緑)	5 以下	2 以下
		上記以外の色相	5 以下	1 以下
	無彩色	N (白～黒)	5 以下	—



5) 屋外広告物に関する行為の制限

白沢地区内における屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を以下のとおり定めます。

表 1 2 屋外広告物の行為の制限（白沢地区）

項 目		景 観 形 成 基 準
共通基準	意 匠 (形態・色彩等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歴史的なまち並みに調和した和風の意匠などを用い、落ち着いた意匠とする。 ○ 色彩は、地色（文字以外の部分）を無彩色または茶系とし、表示部分は高彩度色の使用を避け、周囲の景観に調和したものとする。（別表 8）ただし、自然素材を着色せずに使用する場合は、この限りではない。また、使用できる色彩数（地色を含む）は 3 色以内とする。 ○ 素材については、木や石などの自然素材、それに類するものの使用に努める。
	総表示面積	○ 1 敷地内の表示面積の合計は 6 m ² 以内とする。
	配置・位置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高台からの眺望や歩行者の視点からの見通しに配慮した表示位置とする。 ○ 道路上に張り出さない位置とする。
	種 別	○ 自家用広告物のみとする。
	そ の 他	○ 広告物の照明は、柔らかな光源色を使用し、情緒ある夜間景観を演出する。
種類別基準	屋上広告物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最上階の屋上には表示しない。 ○ 表示基数は 1 基までとする。 ○ 表示面積は、 3 m²以内とする。
	独立広告物	○ 表示しない。
	壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 表示基数は 2 基までとする。 ○ 表示面積の合計は、 3 m²以内でかつ壁面積の 1/20（5%）以内とする。ただし、塀、柵などの工作物を利用して設置することはできない。
	突出広告物 (袖看板)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 突き出し幅は建築壁面より 1 m 以下とし、道路面への突き出し不可とする。 ○ 設置位置は建物の軒高さ以下とする。 ○ 表示基数は 1 基までとする。 ○ 表示面積は、 1.5 m²/面以内、 3 m²/基以内とする。
そ の 他	○ 上記に記載のない広告物については、宇都宮市屋外広告物条例の基準を準用する。	

備考：○ 表示する広告物が自家用広告物であって、敷地内の表示面積の合計が 2 m²以内である場合には、この表の基準は適用しません。

○ 自治会や町内会が設置する地域の案内、歴史や文化の紹介をする案内板等については、この表の基準は適用しません。

別表8 屋外広告物の色彩制限 (マンセル値による)

		色 相	明 度	彩 度
地色部分	有彩色	Y R (黄赤)	—	6 以下
		R (赤), Y (黄)	5 以下	3 以下
		上記以外の色相は使用しない		
	無彩色	N (白～黒)	—	—
表示部分	有彩色	R (赤), Y R (黄赤), Y (黄)	—	6 以下
		G (緑), G Y (黄緑), P (紫), R P (赤紫)	—	4 以下
		B G (青緑), B (青), P B (青紫)	—	2 以下
	無彩色	N (白～黒)	—	—

(4) 雀宮駅周辺地区

雀宮駅周辺地区は、宇都宮市南部の拠点として、駅舎や東西駅前広場、文教施設の整備など、新たなまちづくりが行われた地域です。

これら新たに創出された景観を保全活用し、拠点にふさわしい良好な駅前景観の形成を目指すため、景観計画に基づく「景観形成重点地区」として指定するものです。

1) 施行日

平成27年4月1日（一部は平成26年7月1日）

2) 位置及び区域

宇都宮市雀宮町、雀の宮1丁目、雀の宮3丁目の各一部であって、図4に示す地区とします。
(面積約18ha)

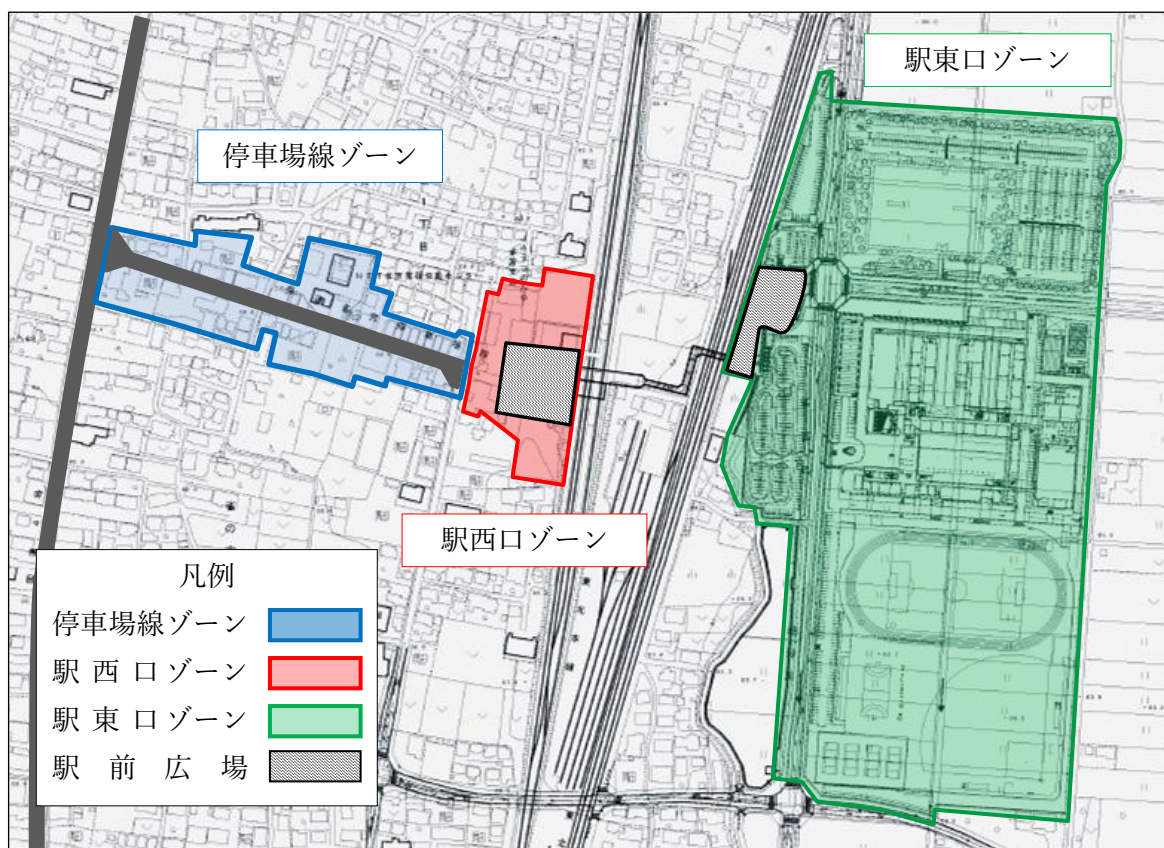


図4 景観形成重点地区（雀宮駅周辺地区）

3) 景観形成の方針

【景観形成の目標】

南部地域の拠点として 安らぎと賑わいが調和した景観の形成

【景観形成の基本方針】

■共通の方針

- 南部地域の玄関口にふさわしい良好な駅前景観の形成

■停車場線ゾーンの方針

- 多様な交流を促すゆとりと賑わいのある軸の形成

■駅西口ゾーンの方針

- 多様な交流を促すゆとりと潤いある駅前空間の形成

■駅東口ゾーンの方針

- 文教施設と田園風景が調和した景観の保全

4) 建築物等に関する行為の制限

ア 届出の対象となる行為

雀宮駅周辺地区内においては、以下の規模に該当する行為について、届出を行うものとします。

表 1 3 届出対象行為（雀宮駅周辺地区）

対象行為	届出対象規模
① 建築物の新築，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
② 工作物の新設，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
③ 建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	変更の範囲が，建築物及び工作物の全体の1/2（50%）を超えるもの
④ 都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が10,000㎡（1ha）を超えるもの

イ 行為の制限

届出対象行為に対する行為の制限は、次のとおりとします。

表 1 4 建築物等の行為の制限（雀宮駅周辺地区）

項 目		景観形成基準		
		停車場線ゾーン	駅西口ゾーン	駅東口ゾーン
建築物・工作物	建築物の形態意匠	色 彩	○ 建築物の屋根・外壁の色彩は、マンセル値により、別表9のとおりとする。 ただし、自然素材を着色せずに使用する場合や、アクセントカラーとして外壁の1/20（5%）の範囲において景観に配慮し用いる場合はこの限りではない。	○ 建築物の屋根・外壁の色彩は、マンセル値により、別表10のとおりとする。 ただし、自然素材を着色せずに使用する場合や、アクセントカラーとして外壁の1/20（5%）の範囲において景観に配慮し用いる場合はこの限りではない。
		その 他	○ 建築物の一部に大谷石を使用するよう努める。	
	形 態	○ 店舗やサービス施設等は、開放的な造りとし、敷地内の店先などにベンチ等を設置するなど、快適な空間の創出に努める。	○ 建築物は、開放的な造りや道路境界からの後退などにより、ゆとりある空間を創出し、田園風景との調和に努める。	
	設備機器	○ 室外機等の設備機器は、道路からの見え方に配慮し、直接見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、植栽や格子などで目隠し修景を施す。		
	照 明	○ 店舗やサービス施設、広場（オープンスペース）は、ライトアップ等を行うなど、夜間景観に配慮するよう努める。	○ 照明を設置する場合は、やわらかい光源とする。	
	その 他	○ 窓ガラスの内側に広告物を貼り付ける場合は、必要最小限とし、意匠や色彩に配慮する。また、複数の窓ガラスを連続して使用することで意味を成す広告物は、掲出しない。		
緑 化		○ 敷地内の道路に面する部分には植栽等を積極的に行うなど、うるおいを与える演出に努める。		
その 他		○ 市全域の景観計画の届出対象行為（以下「大規模行為」という。）に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容（上記制限内容を除く。）についても遵守する。		

別表9 建築物等の色彩制限（停車場線ゾーン，駅西口ゾーン）

	色相	明度	彩度
基調色（屋根）	R（赤），Y R（黄赤），Y（黄）	—	3以下
	G Y（黄緑），G（緑），B G（青緑） B（青），P B（紫青），P（紫），R P（赤紫）	—	2以下
基調色（外壁）	R（赤），Y R（黄赤），Y（黄）	6以上	3以下
	G Y（黄緑），G（緑），B G（青緑） B（青），P B（紫青），P（紫），R P（赤紫）	6以上	2以下
準基調色（外壁）	R（赤），Y R（黄赤），Y（黄）	—	6以下
	G Y（黄緑），G（緑）	—	4以下
	B G（青緑），B（青），P B（紫青）， P（紫），R P（赤紫）	—	3以下

※ 無彩色については，明度6以上とします。

※ 基調色とは，屋根の概ね全体，外壁の概ね3/4（75%）を超える割合で使用する色彩とします。なお，外壁に自然素材を使用する場合は，基調色の割合に含みます。

※ 準基調色とは，外壁の1/4（25%）以下の割合で使用する色彩とする。なお，準基調色の割合のうち，アクセントカラー（準基調色の適用範囲を超える色彩）として，外壁の1/20（5%）以下の範囲において用いる場合は，この限りではありません。

別表10 建築物等の色彩制限（駅東口ゾーン）

	色相	明度	彩度
基調色（屋根）	Y R（黄赤），Y（黄）	5以下	3以下
	R（赤），G Y（黄緑），G（緑）	5以下	2以下
	B G（青緑），B（青），P B（紫青）， P（紫），R P（赤紫）	5以下	1以下
基調色（外壁）	Y R（黄赤），Y（黄）	6以上	3以下
	R（赤），G Y（緑黄），G（緑）	6以上	2以下
	B G（青緑），B（青），P B（紫青）， P（紫），R P（赤紫）	6以上	1以下

※ 無彩色については，明度6以上とします。

※ 基調色とは，屋根・外壁の概ね全体で使用する色彩とします。なお，外壁に自然素材を使用する場合は，基調色の割合に含みます。

5) 屋外広告物に関する行為の制限

雀宮駅周辺地区内における屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を以下のとおり定めます。

表 1 5 屋外広告物の行為の制限（雀宮駅周辺地区）

項 目		基 準		
		停車場線ゾーン	駅西口ゾーン	駅東口ゾーン
共通基準	意 匠 (形態, 色彩等)	○ 建物や周辺環境との調和がとれた意匠とする。 ○ 色彩は, 地色に高彩度色の使用を避け, 周囲の景観に調和したものとする。(別表 1 1) ただし, 広告物の地色の 1/3 以内で使用する場合は, この限りではない。		
	総表示面積	○ 1 敷地内の表示面積の合計は, 2 0 m ² 以内とする。	—	
	種 別	○ 自家用広告物のみとする。		
	そ の 他	○ 広告物の照明は, 派手な電飾等を控え, 点滅照明や映像装置等を使用しないものとする。		
種別別基準	屋上広告物	○ 表示しない。		
	独立広告物	○ 表示面積は 1 0 m ² /面以内とする。		
	壁面広告物	○ 表示面積の合計は, 1 0 m ² 以内で, かつ壁面積の 1/3 以内とする。	○ 表示面積の合計は, 2 0 m ² 以内で, かつ壁面積の 1/3 以内とする。	
	突出広告物 (袖看板)	○ 突き出し幅は建築壁面より 1 m 以下とする。 ○ 表示面積は, 1. 5 m ² /面以内, 3 m ² /基以内とする。 ○ 設置位置は建物の軒高さ以下とする。		
	上記の広告物	○ 上記に記載のない項目については, 宇都宮市屋外広告物条例に基づく基準を準用する。		
その他の広告物	○ 上記に記載のない広告物については, 宇都宮市屋外広告物条例の基準を準用する。			

備考： 表示する広告物が自家用広告物であって, 敷地内の表示面積の合計が 5 m²以内である場合には, この表の基準は準用しません。

別表 1 1 屋外広告物の色彩制限

	色 相	明 度	彩 度
屋外広告物	R (赤), Y R (黄赤), Y (黄)	—	8 以下
	G Y (緑黄), G (緑), P B (紫青), P (紫), R P (赤紫)	—	6 以下
	B G (青緑), B (青)	—	4 以下

※ 文字, 社章等については, この限りではありません。

※ 無彩色については, 制限を受けません。

(5) 岡本駅周辺地区

岡本駅周辺地区は、駅舎や東西駅前広場、土地区画整理事業などの各種整備事業が進められるなど、新たなまちづくりが行われています。こうした機を捉え、本市北東部の拠点にふさわしい良好な駅前景観の形成を行うため、景観計画に基づく「景観形成重点地区」として指定するものです。

1) 施行日

平成29年1月1日

2) 位置及び区域

下岡本町一部であって、図5に示す地区とします。(面積約4.7ha)

(東西駅前広場及び、東西駅前通りの道路境界から西口は両側25m、東口は両側20mの範囲。ただし、指定区域をまたぐ形で建てられる建築物等については、その建築面積の1/2(50%)以上が指定区域に含まれる場合は届出の対象とします。)

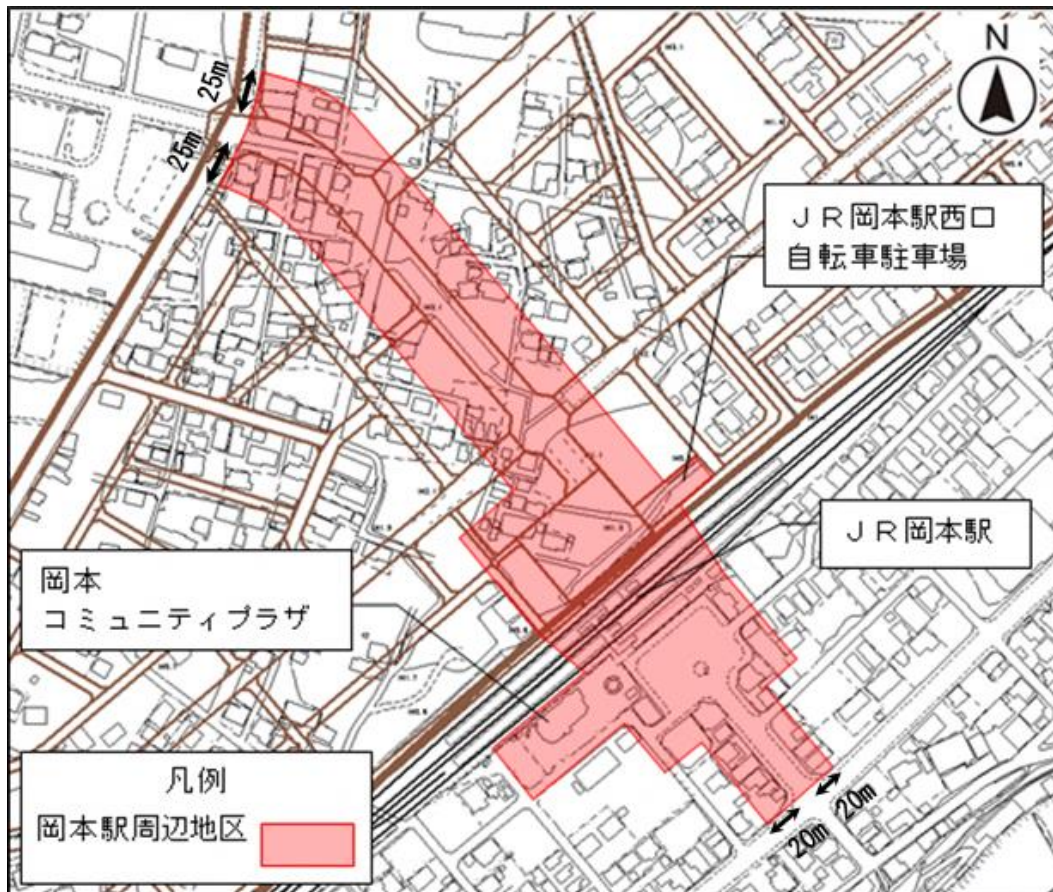


図5 景観形成重点地区（岡本駅周辺地区）

3) 景観形成の方針

【景観形成の目標】

新たな駅前空間としての「にぎわい」と「つながり」を感じる魅力ある景観の形成

【景観形成の基本方針】

- ①岡本駅と駅東西のつながりを活かした駅前空間を創出する。
- ②歩く楽しみやにぎわいのある駅前景観を形成する。
- ③周辺と調和した快適な生活環境を創出し、街並みの魅力を高める景観を形成する。

4) 建築物等の行為の制限（岡本駅周辺地区）

ア 届出の対象となる行為

岡本駅周辺地区内においては、以下の規模に該当する行為について、届出を行うものとします。

表 1 6 届出対象行為（岡本駅周辺地区）

種別	届出対象
① 建築物の新築，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要なもの
② 工作物の新設，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要なもの
③ 建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	変更の範囲が建築物，工作物の全体の1/2（50%）を超えるもの
④ 都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が10,000㎡（1ha）を超えるもの

イ 行為の制限

届出対象行為に対する行為の制限は、次のとおりとします。

表 1 7 建築物等の行為の制限（岡本駅周辺地区）

項 目		景観形成基準
建築物・工作物	建築物の形態意匠 色 彩	○ 建築物の屋根・外壁の基調色は、日本産業規格のZ 8 7 2 1に定める三属性（以下「マンセル値」という。）により、別表1 2のとおりとする。ただし、自然素材を着色せずを使用する場合や、アクセントカラーとして外壁の1/20（5%）の範囲において景観に配慮し用いる場合は、この限りではない。
	建築物の位置	○ 歩行者にゆとりや開放感を与えるため、壁面は道路境界から1 m以上後退するよう努める。
	その他の意匠	○ まとまりのある街並み景観を創出するため、統一した照明や広告物などの装飾を設置するよう努める。 ○ 建築物や外構等、外観の一部に、地場産材である大谷石を効果的に使用するよう努める。
	形 態	○ 店舗やサービス施設等は開放的な造りとし、店先にはベンチを設置するなど、憩いの空間を創出するよう努める。また、住宅については庭先にベンチを設置するなど、交流できる空間を創出するよう努める。
	設備機器	○ 室外機等の設備機器は、道路からの見え方に配慮し、直接見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、植栽や格子などで目隠し修景を施す。
	照 明	○ 夜間景観を演出するために、店舗やサービス施設には、間接照明やアプローチライト等を設置するよう努める。また、住宅についてはガーデンライトや門灯等の照明を設置するよう努める。
	そ の 他	○ 窓ガラスの内側に広告物を貼り付ける場合は、必要最小限とし、意匠や色彩に配慮する。また、複数の窓ガラスを連続して使用することで意味を成す広告物は、掲出しない。
緑 化	○ 季節感のある花や緑により、彩りとうるおいを創出するため、空地部分、付属駐車場、敷地内の道路に面する部分等に花壇のスペースを設けるなど緑化を行う。	
そ の 他	○ 市全域の景観計画の届出対象行為（以下「大規模行為」という。）に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容（上記制限内容を除く。）についても遵守する。	

別表12 建築物の色彩制限

区 分	色 相	明 度	彩 度
基調色（屋根）	R（赤）、Y R（黄赤）、Y（黄）	—	3以下
	G Y（緑黄）、G（緑）、B G（青緑）、B（青）、P B（紫青）、P（紫）、R P（赤紫）	—	1以下
基調色（外壁）	R（赤）、Y R（黄赤）、Y（黄）	5以上	3以下
	G Y（緑黄）、G（緑）、B G（青緑）、B（青）、P B（紫青）、P（紫）、R P（赤紫）	5以上	1以下
準基調色（外壁）	R（赤）、Y R（黄赤）、Y（黄）	—	6以下
	G Y（緑黄）、G（緑）	—	4以下
	B G（青緑）、B（青）、P B（紫青）、P（紫）、R P（赤紫）	—	3以下

※ 無彩色については、明度5以上とします。

※ 基調色とは、屋根の概ね全体、外壁の概ね3/4（75%）を超える割合で使用する色彩とします。

なお、外壁に自然素材を使用する場合は、基調色の割合に含みます。

※ 準基調色とは、外壁の1/4（25%）以下の割合で使用する色彩とします。なお、準基調色の割合のうち、アクセントカラー（準基調色の適用範囲を超える色彩）として、外壁の1/20（5%）以下の範囲において用いる場合は、この限りではありません。

5) 屋外広告物に関する行為の制限

岡本駅周辺地区内における屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を以下のとおり定めます。

表 1 8 屋外広告物の行為の制限（岡本駅周辺地区）

項 目		景観形成基準
共通基準	意 匠 (形態, 色彩等)	○ 建物や周辺環境との調和のとれた意匠とする。 ○ 色彩は, 地色に高彩度色の使用を避け, 周囲の景観に調和したものとする。(別表 1 3)
	総 表 示 面 積	○ 1 敷地内の表示面積の合計は 2 0 m ² 以内とする。
	種 別	○ 自家用広告物のみとする。
	そ の 他	○ 広告物の照明は, 派手な電飾等を控え, 点滅照明や映像装置を使用しないものとする。
種類別基準	屋上広告物	○ 表示しない。
	独立広告物	○ 表示面積は 1 0 m ² /面以内とする。
	壁面広告物	○ 表示面積の合計は 1 0 m ² 以下で, かつ, 壁面積の 1/3 以下とする。
	突出広告物 (袖看板)	○ 突き出し幅は建築壁面より 1 m以下とする。 ○ 表示面積は, 1. 5 m ² /面以内, 3 m ² /基以内とする。 ○ 設置位置は建物の軒高さ以下とする。
	上記の広告物	○ 上記に記載の無い項目については, 宇都宮市屋外広告物条例に基づく基準を準用する。
その他の広告物		○ 上記に記載の無い広告物については, 宇都宮市屋外広告物条例の基準を準用する。

備考: 表示する広告物が自家用広告物であって, 敷地内の表示面積の合計が 5 m²以内である場合には, この表の基準は準用しません。

別表 1 3 屋外広告物の色彩制限

区 分	色 相	明 度	彩 度
屋外広告物	R (赤), Y R (黄赤), Y (黄)	—	8 以下
	G Y (緑黄), G (緑), P B (紫青), P (紫), R P (赤紫)	—	6 以下
	B G (青緑), B (青)	—	4 以下

※ 無彩色については, 制限を受けません。

(6) 大谷地区

大谷地区は、全国にも他に例をみない大谷石の奇岩群や、採掘跡を残す岩肌など、特徴的で魅力ある景観を有しており、大谷石文化の日本遺産への認定などにより、観光・産業が活性化しています。

今後、まちなみが変化していく中においても、地域の個性や特色を守るとともに、観光拠点としての魅力を高め、愛着を持って暮らしていけるような景観を保全・創出をするため、景観計画に基づく「景観形成重点地区」に指定するものです。

1) 施行日

令和3年1月1日

2) 位置及び区域

大谷町、田下町の一部であって、図6に示す地区とします。(約81ha)

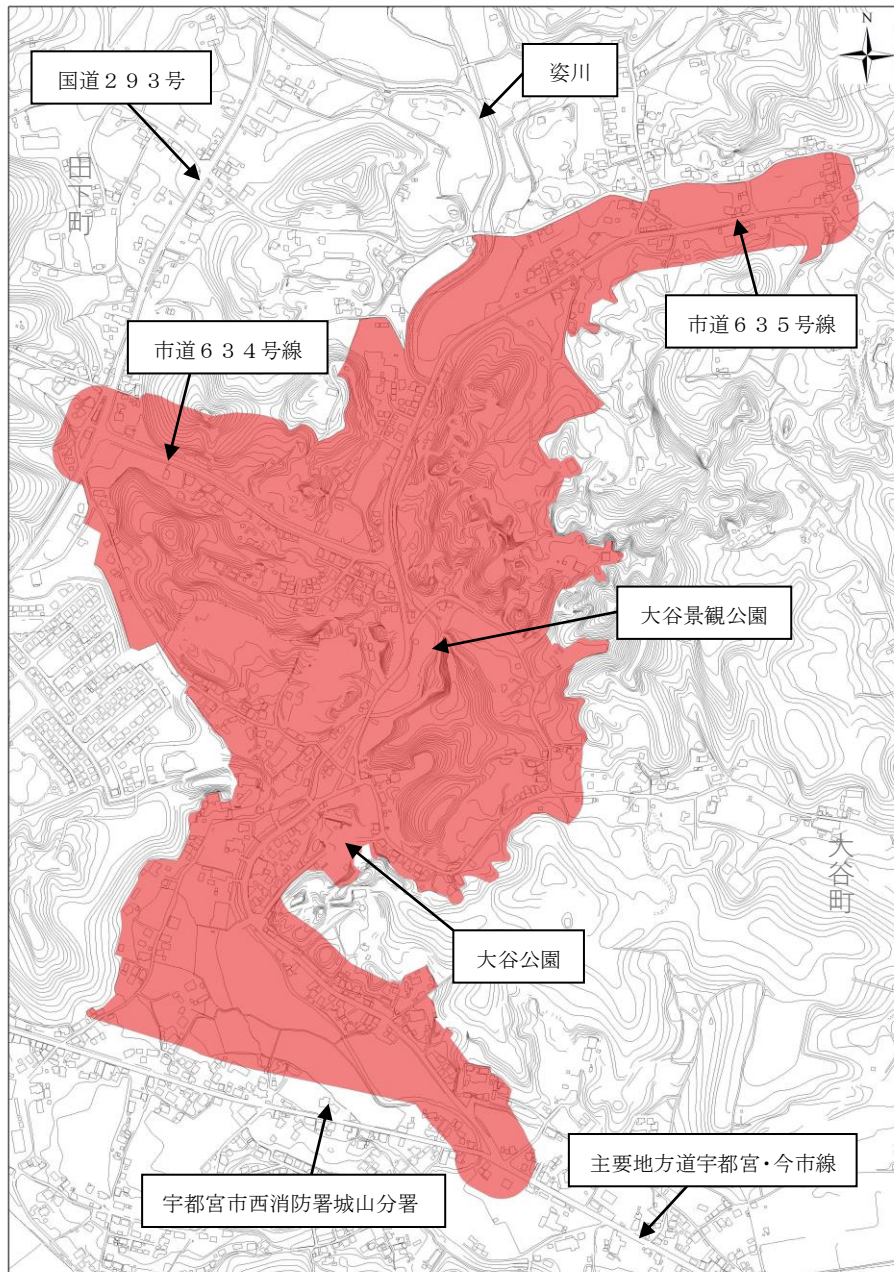


図6 景観形成重点地区(大谷地区)

3) 景観形成の方針

【景観形成の目標】

豊かな自然と大谷石文化が織りなす大谷ならではの景観を守り、育む
～行ってみたい、過ごしてみたい、いつまでも暮らし続けたい まちなみの形成～

【景観形成の基本方針】

- ・大谷石のまちなみを保全し、観光資源として活用する。
- ・大谷石の岩肌の眺望を保全する。
- ・大谷石のまちなみに相応しい建物、商業施設、屋外広告物の規制・誘導によりにぎわいを創出する。
- ・眺望や魅力的な夜間景観を創出する。

4) 建築物等に関する行為の制限

ア 届出の対象となる行為

大谷地区内においては、以下の規模に該当する行為について、届出を行うものとします。

表19 届出対象行為（大谷地区）

対象行為	届出対象規模
① 建築物の新築，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
② 工作物の新設，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
③ 建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	変更の範囲が建築物，工作物の全体の2分の1を超えるもの
④ 都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が10,000㎡（1ha）を超えるもの

イ 行為の制限

届出対象行為に対する行為の制限は、次のとおりとします。

表 2 0 建築物等の行為の制限

項 目		景 観 形 成 基 準
建築物・工作物等	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現存する大谷石の石蔵など適切な管理のうえ、保全に努める。 ○ 建築物の外壁の一部に、大谷石を使用する。ただし、外構の一部に使用している場合を除く。 ○ 大谷石を建築物に使用する際には、周辺のまちなみや自然景観にも配慮した上で、仕上げ方や、素材の風合いを活かした張り方を計画するよう努める。 ○ 建築物の外構は大谷石や植栽を積極的に計画し、沿道からの見え方に配慮するよう努める。 ○ 周辺のまちなみや大谷石の岩肌への眺望に配慮した高さになるよう努める。
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物等の外壁・屋根の色彩は、大谷石や緑を引き立てる落ち着いた色合い（低彩度・低明度）のものとし、日本産業規格の Z 8 7 2 1 に定める三属性（以下「マンセル値」という。）により、別表 1 4 のとおりとする。ただし、自然素材を使用する場合、又はアクセントカラーとして外壁の 1 / 2 0（5%）以内の範囲において景観に配慮し用いる場合は、この限りではない。 ○ 大規模行為に該当する工作物は、落ちついた色彩となるよう外壁の基調色の色彩基準に合わせ、反射を抑えたものとする。
	敷地の境界部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現存する大谷石の塀など適切な管理のうえ、保全に努める。 ○ 垣・柵・塀は、大谷石や木材など、自然素材を使用したもの又は生垣とし、その高さは視線が通るように配慮するよう努める。
	設 備 機 器	<ul style="list-style-type: none"> ○ 室外機等の設備機器は道路からの見え方に配慮し、植栽や格子などで目隠し修景を施すよう努める。
	太陽光パネル	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物に太陽光パネルを設置する場合には、低彩度・防眩性のある屋根一体型のものの採用に努める。
	照 明	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大谷石建造物のライトアップにより、夜間も楽しめる景観の演出に努める。 ○ 道路に面したエントランスや外構を灯すよう努める。 ○ 間接照明や色温度が低い照明を採用し、夜間景観の演出に努める。 ○ 投光器等による天空への照射は行わないようにする。
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ○ 落ち着いた色彩を採用し、周囲を囲うなどして目隠し修景を施すよう努める。 ○ 写真やイラストを使用したものは極力避ける。やむなく使用する場合は、大谷の観光振興に資するものとなるよう努める。

項 目	景 観 形 成 基 準
太陽光発電施設	○ 道路や高所からの見え方に配慮し、囲障（大谷石・木など、自然素材を使用したもの又は生垣）で目隠し修景を施すこと。
緑の保全・緑化等	○ 敷地内の道路に面する部分には植栽等を積極的に行うなど、良好な景観の形成に努める。
そ の 他	○ 市全域の景観計画の届出対象行為（以下「大規模行為」という。）に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容（上記制限内容を除く。）についても遵守する。

別表 1 4 建築物等の色彩制限

区 分	色 相	明 度	彩 度
基調色（屋根）	Y R（黄赤），Y（黄）	5 以下	3 以下
	R（赤），GY（黄緑），G（緑）	5 以下	2 以下
	上記以外の色相	5 以下	1 以下
基調色（外壁）	Y R（黄赤），Y（黄）	3 以上 7 以下	3 以下
	R（赤），GY（黄緑），G（緑）	3 以上 7 以下	2 以下
	上記以外の色相	3 以上 7 以下	1 以下
準基調色（外壁）	Y（黄）	8 以上	3 以下
	Y R（黄赤），R（赤），GY（黄緑），G（緑）	8 以上	2 以下
	上記以外の色相	8 以上	1 以下

※1 基調色（屋根）の無彩色については、明度5以下とします。

※2 基調色（外壁）の無彩色については、明度3以上7以下とします。

※3 準基調色（外壁）の無彩色については、明度8以上とします。

※4 基調色とは、屋根の概ね全体、外壁の概ね3/4（75%）を超える割合で使用する色彩とします。なお、外壁に自然素材を使用する場合は、基調色の割合に含めます。

※5 準基調色とは、外壁の1/4（25%）以下の割合で使用する色彩とします。なお、準基調色の割合のうち、アクセントカラー（準基調色の適用範囲を超える色彩）として、外壁の1/20（5%）以下の範囲において用いる場合は、この限りではありません。

5) 屋外広告物に関する行為の制限

大谷地区における屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を以下のとおり定めます。

表 2 1 屋外広告物の行為の制限（大谷地区）

項 目		基 準	
共通基準	意匠 (形態、色彩等)	全体	○ まちなみとの調和がとれた意匠とするよう努める。
		色彩	○ 屋外広告物に用いる色彩は、まちなみの中で過度に目立ちすぎないように高彩度色の使用を避け、周辺の景観に調和したものとする。ただし、自然素材を着色せずに使用する場合は、この限りではない。(別表 1 5) ○ 色彩は 3 色までの使用に努める。
		素材	○ 表示面の素材は、大谷石や木材などの使用に努める。
		イラスト ・写真	○ 広告物に人物の写真(その他人物の写真に類する画像)は使用しないよう努める。 ○ 広告物にイラストや写真を極力使用しないこととする。やむなく使用する場合は、大谷の観光振興に資するものとなるよう努める。
	配置・位置	○ 1 つの建物に複数の広告物を設置する場合は、整然とした配置や部分的に色彩を揃えるよう努める。	
	その他	○ 点滅照明、動光、映像装置を使用しないこと。	
種類別基準	屋上広告物		○ 表示しないこととする。
	独立 広告物	敷地内 広告板	○ 表示面積は 6 m ² 以内/面で、かつ合計 1 2 m ² 以内/基とする。 ○ 高さ 6 m 以下とする。
		敷地内 広告塔	○ 表示面積は 6 m ² 以内/面で、かつ合計 2 4 m ² 以内/基とする。 ○ 高さ 6 m 以下とする。
		野立広告物 広告板	○ 表示面積の合計は、6 m ² 以内とする。 ○ 高さ 3 m 以下とする。
		野立広告物 広告塔	○ 表示面積は、6 m ² 以内/面で、かつ合計 2 4 m ² 以内とする。 ○ 高さ 6 m 以下とする。
	壁面広告物		○ 表示面積の合計は 1 2 m ² 以内/面で、かつ、表示する壁面の面積 1 / 4 以下とする。 ○ 店舗名等を表示する場合は、切り文字など建物に馴染みやすい物とするよう努める。

項 目		基 準
種 類 別 基 準	突出広告物 (袖看板)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 表示面積は5㎡以内/面で、かつ合計10㎡以内とする。 ○ 設置する高さ(上端)は建物の軒の高さ以下とする。 ○ 突き出し幅は、建築壁面より1m以下とする。ただし、道路へ突き出しはできないこととする。 ○ 表示基数は1基までとするよう努める。
	のぼり旗	<ul style="list-style-type: none"> ○ 位置は、相互間距離を6m以上確保するよう努める。
	上記の広告物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記に記載のない項目については、宇都宮市屋外広告物条例に基づく基準を準用する。
その他の広告物		<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記に記載のない広告物については、宇都宮市屋外広告物条例に基づく基準を準用する。

備考： 表示する広告物が自家用広告物であって、敷地内の表示面積の合計が5㎡以内である場合には、この表の基準は適用しません。

別表15 屋外広告物の色彩制限

区 分	色 相	明 度	彩 度
屋外広告物	Y R (黄赤), Y (黄)	—	6以下
	R (赤), G Y (黄緑), G (緑)	—	4以下
	上記以外の色相	—	3以下

※ ただし、地色の1/3以内で使用する場合は、この限りではありません。

※ 文字、社章等については、この限りではありません。

※ 無彩色については、制限を設けません。

(1) 中里原地区

中里原地区は、宇都宮の北部に位置し、北は羽黒山、南は豊かな田園景観に囲まれ、恵まれた自然に接しています。この自然環境との調和を図りながら、「新しい街」と「自然」が共存した住環境を創出し、緑豊かな、ゆとりと潤いのある景観形成が求められる地区です。

そこで、これらの実現のために街並みを構成する建物や緑、看板などについてルールを定め、「景観形成推進地区」に指定し、緑豊かな街並みを形成します。

1) 施行日

平成22年1月1日

2) 位置及び区域

宇都宮市中里町の一部であって、図6に示す地区とします。(面積約19ha)

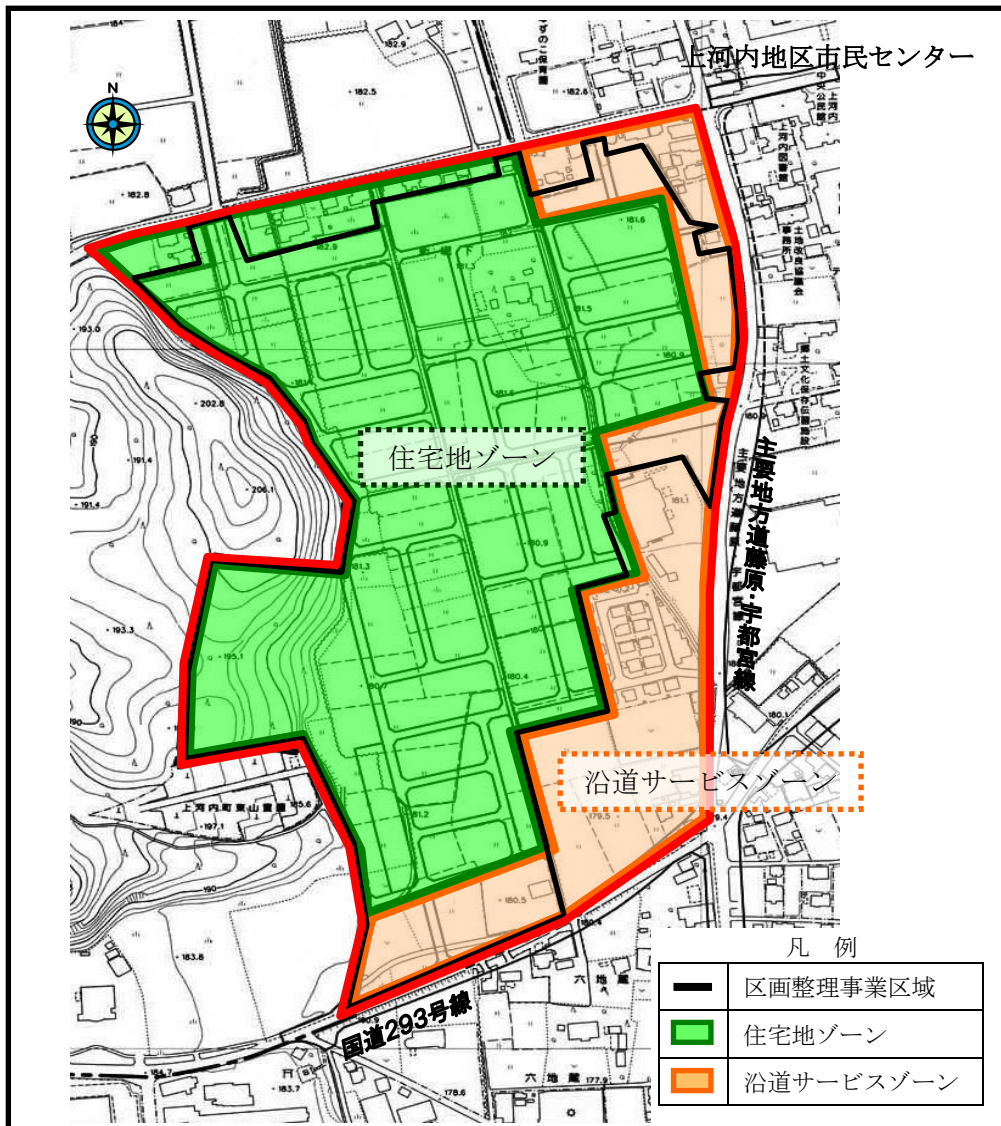


図7 景観形成推進地区（中里原地区）

3) 景観形成の方針

【景観形成の目標】

快適でゆとりと潤いのある緑豊かな街並みの形成を図る。

【景観形成の基本方針】

住宅地ゾーン	沿道サービスゾーン
緑豊かな環境と調和した落ち着いたある住宅地の景観形成	周辺と調和したゆとりと潤いのある住宅地の景観形成

4) 建築物等に関する行為の制限

ア 届出の対象となる行為

中里原地区内においては、以下の規模に該当する行為について、届出を行うものとします。

表 2 2 届出対象行為（中里原地区）

対象行為	届出対象規模
① 建築物の新築，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
② 工作物の新設，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
③ 建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	変更の範囲が，建築物及び工作物の全体の 1 / 2（50%）を超えるもの
④ 都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が 10,000 m ² （1ha）を超えるもの

イ 行為の制限

届出対象行為に対する行為の制限は、次のとおりとします。

表 2 3 建築物等の行為の制限（中里原地区）

項 目		景観形成基準	
		住宅地ゾーン	沿道サービスゾーン
建築物・ 工作物	形態意匠	○ 建築物の屋根・外壁の基調色は、マンセル値により、別表 1 6 のとおりとする。ただし、自然素材や表面に着色を施していない素材を使用する場合やアクセントカラーとして、屋根・外壁の 1/4（25%）の範囲において慎重に用いる場合は、この限りではない。	
緑 化		○ 有効空地、敷地の空地部分、敷地内の道路に面する部分などには良好な景観を形成するための植栽等を積極的に行うこととする。 ○ 季節感のある花や緑を用い、まちなみを彩る修景植栽とし、潤いを与える演出に努める。 ○ 緑地面積の敷地面積に対する割合（緑化率）を 1/20（5%）以上確保することとする。	
その他		○ 市全域の景観計画の届出対象行為（以下「大規模行為」という。）に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容（上記制限内容を除く。）についても遵守する。	

別表 1 6 建築物等の色彩制限

	色相	明度（外壁のみ）	彩度
建築物等の色彩	R（赤）、Y R（黄赤）、Y（黄）	6 以上	3 以下
	上記以外の色相	6 以上	2 以下

※ アクセントカラーとして、屋根・外壁の 1/4（25%）の範囲において慎重に用いる場合は、この限りではありません。

5) 屋外広告物に関する行為の制限

中里原地区内における屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を以下のとおり定めます。

表 2 4 屋外広告物の行為の制限（中里原地区）

項 目		基 準	
		住宅地ゾーン	沿道サービスゾーン
共通基準	意 匠 (形態, 色彩等)	○ 建物や周辺環境との調和がとれた意匠とする。 ○ 色彩は, 地色に高彩度色の使用を避け, 周囲の景観に調和したものとする。(別表 1 7) ただし, 広告物の地色の 1/3 以内で使用する場合は, この限りではない。	
	総表示面積	○ 1 敷地内の表示面積の合計は, 2 0 m ² 以内とする。	—
	配置・位置	○ 道路上に張り出さない位置とする。	
	種 別	○ 自家用広告物のみとする。	
	その他	○ 広告物の照明は, 派手な電飾等を控え, 点滅照明や映像装置等を使用しないものとする。	
種類別基準	屋上広告物	○ 表示しない。	○ 高さ 3 m 以下で, 表示面積 4 0 m ² 以内とする。
	独立広告物	○ 1 敷地内の表示基数は, 2 基までとする。 ○ 高さ 6 m 以下で, 表示面積 1 0 m ² 以内とする。	○ 1 敷地内の表示基数は, 必要最小限とする。 ○ 高さ 1 0 m 以下で, 表示面積 2 0 m ² 以内とする。
	壁面広告物	○ 表示面積の合計は, 1 0 m ² 以内でかつ壁面積の 1/1 0 (1 0 %) 以内とする。	○ 表示面積の合計は, 2 0 m ² 以内でかつ壁面積の 1/1 0 (1 0 %) 以内とする。
	その他の広告物	○ 上記に記載のない広告物については, 宇都宮市屋外広告物条例に基づく基準を準用する。	

備考： 表示する広告物が自家用広告物であって, 敷地内の表示面積の合計が 5 m²以内である場合には, この表の基準は適用しません。

別表 1 7 屋外広告物の色彩制限

	色 相	明 度	彩 度
屋外広告物	R (赤), Y R (黄赤), Y (黄)	—	8 以下
	G (緑), G Y (緑黄), P (紫) P B (紫青), R P (赤紫)	—	6 以下
	B (青), B G (青緑)	—	4 以下

※ ただし, 地色の 1/3 以内で使用する場合は, この限りではありません。

※ 文字, 社章等については, この限りではありません。

※ 無彩色については, 制限を設けません。